

電子契約サービスの利用に係るよくあるご質問	
質問	回答
1 堺市との契約で電子契約サービスを利用するには、GMOサインのアカウントの作成は必須ですか？	GMOサインのアカウントの作成は必須ではありません。 メールアドレスと、インターネット環境があればご利用可能です。
2 電子契約サービスの利用にあたっては、受注者側で費用の負担はありますか？	受注者側で費用の負担は一切ありません。
3 電子契約サービスの利用に当たっては、ICカードリーダー等は必要ですか？	ICカードおよびカードリーダーのご用意は不要です。
4 電子契約サービスで利用できないメールアドレスはありますか？	メールアドレスの指定はありませんが、契約締結権者から代理権を授与された契約締結事務責任者のメールアドレスをご使用いただきますようお願いいたします。
5 電子契約の場合、収入印紙は不要となりますか？	電子契約サービスを利用し締結を行った契約データは 印紙税法第2条の規定により課税対象となる「文書」に現時点で該当していないため、収入印紙は不要となります。 ●参考： https://www.gmosign.com/media/electronic-contract/post-0032/
6 電子契約サービスを利用した契約についても、法的な効力は認められますか？	電子契約サービスを利用した契約についても、紙の契約と同等の法的効力が認められています。 ●参考： https://www.gmosign.com/about/?_gl=1*xy3hbe*_gcl_au*MTk4NzI5ODkxMi4xNjk2ODk5ODM0&_ga=2.261370701.151182447.1699233716-1892068317.1683708494#timestamp
7 電子契約サービスを利用するにあたり、PC等にソフトをインストールする必要はありますか？	ソフト等のインストールは不要です。 締結済の契約データの『電子署名情報』及び『タイムスタンプ情報』をPDF上で確認いただくには PC等にAdobe Acrobat Readerがインストールされている必要がありますので、ご確認ください。
8 電子契約サービスを利用するにあたり、法務局等で発行される電子証明書は必要ですか？	電子証明書はサービス事業者が提供するものを利用しますので、受注者側での用意は不要です。 メールアドレスとインターネット環境があればご利用いただけます。
9 契約書の内容に誤りがあった場合、どのような取扱いになりますか？	電子契約の場合、契約書データそのものの修正は一切できません。 契約締結後に誤字・脱字等の内容の誤りが発覚した場合は、速やかに本市までご連絡をお願いします。
10 電子契約サービスにて契約を締結後、契約データは印刷して保管をする必要はありますか？	締結完了後の契約データをシステムからダウンロードもしくは無料のアカウントを作成し、アカウント内で保存を行っている場合には、契約データを紙で保管する必要はありません。 なお、電子契約サービスにて締結を行った契約データはあくまでも「データが原本」という取扱となります（紙で印刷したものは『写し』となります）ので、必ずデータでの保存をお願いします。
11 締結済の契約データのダウンロードに期限はありますか？	契約データの容量が合計6MB以内であれば「電子署名完了のお知らせ」メールに直接契約データがPDF形式で添付され、期限なくダウンロードが可能です。 契約データの容量が合計6MBを超過する場合には当該メールのダウンロードURLより、締結完了後14日以内であれば何回でもダウンロードが可能です。 なお、14日を超えて契約データをダウンロードする必要がある場合には、GMOサインの無料のアカウントを作成いただく必要がありますが、締結完了後30日以内にアカウントの作成が必要となりますので、ご注意ください。 上記期限を超過してしまい、ダウンロードができなくなってしまった場合については、各案件の契約担当課へお問い合わせください。
12 電子契約締結証明書とは何ですか？	締結した契約データの ・文書名 ・契約締結日時 ・署名者の情報 等を確認する際にご利用いただけます。 契約データを紙で出力し、提出する必要がある際等にご活用いただけます。
13 電子契約締結証明書を受注者側で発行・出力するにはどうすれば良いですか？	電子契約サービスにて締結した契約データの電子締結証明書を受注者側で発行・出力するにはGMOサインの無料アカウントの作成が必要となります。 無料アカウントの作成は署名完了後の画面、もしくはお申し込みフォームから作成が可能です。 なお、締結済の契約データとアカウントの紐づけ登録は署名完了から30日以内にアカウントを作成いただいた場合に限りますので、ご注意ください。 アカウントの作成を行わなかった場合には、受注者側での電子契約締結証明書の発行・出力は出来かねますので、各案件の契約担当課へお問い合わせください。
14 GMOサインのアカウントは、1社につき1つしか作成できないのですか？	1つの会社でも複数のアカウントが作成可能です。 ただし、1メールアドレスにつき作成できるアカウントは1つまでなので、ご注意ください。
15 GMOサインのアカウントを作成した場合、アカウント内の契約データはいつまで閲覧することができますか？	アカウントがある限り、無期限でアカウント内の契約データをご確認いただけます。
16 企業体の場合どのように契約締結を行えば良いですか？	案件によって対応が異なりますので、詳細内容は、以下のページでご確認ください。 ●参考： https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/system/denshi-keiyaku.html
17 電子契約利用申請書等の必要書類は、案件ごとに提出する必要がありますか？	案件ごとに提出する必要があります。
18 (建設工事等の案件において、) 請書も電子契約の対象となりますか？	請書にて契約締結を行う少額の工事等については、電子契約の対象になりません。
19 堺市との契約締結にあたり、電子契約の利用件数に上限はありますか？	電子契約の利用件数に上限はありません。